国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程を、次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程 平成18年2月6日 18 教 規程第2号		
第1条~第2条 省略 (定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 掲げるところによる。 一 省略 二 部局 本部、共生科学技術研究院、工学府(工学部を含む。)、農学府(農 学部を含む。)、生物システム応用科学府、連合農学研究科、技術経営研究科、 大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、図書館、 保健管理センター、遺伝子実験施設、機器分析センター、総合情報メディアセ ンター、女性キャリア支援・開発センター及びキャリアパス支援センターをい う。 三~十 省略 附 則 省略	第1条~第2条 省略(現行どおり) (定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。 — 省略(現行どおり) 二 部局 本部、共生科学技術研究院、工学府(工学部を含む。)、農学府(農学部を含む。)、生物システム応用科学府、連合農学研究科、技術経営研究科、図書館、大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、女性キャリア支援・開発センター、キャリアパス支援センター及び学生活動支援センターをいう。 三~十 省略(現行どおり) 第4条~第26条 省略(現行どおり)	

附 則(20規程第18号)

この規程は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日より適用する。ただし、第3条2項の規定中、学生活動支援センターについては平成19年11月1日から適用する。